答 弁 第 一 二 三 号平成二十九年三月十七日受領

内閣衆質一九三第一二三号

平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員長妻昭君提出道徳心に成績を付けた通知表が入試で使用される実態に関する質問に対し、 別紙

答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出道徳心に成績を付けた通知表が入試で使用される実態に関する質問に対する

答弁書

お 尋ねの 「私立中学校や私立高等学校で、いわゆる通知表のコピーの提出を求める学校」の数及び割合並

びに「学校が通知表のコピーを取って受験校に提出する事例」の数については、文部科学省として把握して

いない。

また、 お尋ねの「文科省のホームページや国会における、道徳科の評価は入試で使用しない、という記載

の教科である道徳 (以下「道徳科」という。) における児童生徒の学習の評価 (以下「道徳科における評 価

や答弁は間違いであった、ということか」の趣旨が必ずしも明らかではないが、文部科学省としては、

特別

という。)については、平成二十八年六月に文部科学省のホームページにおいて公表した「「道徳」 の評価

はどうなる??」において、 「道徳科の評価は入試にはなじまず、入試で活用したり調査書 (内申書) に記

載したりはしません」等と記載し、また、私立学校を所管する各都道府県知事や公立学校を所管する各教育

委員会等(以下「私立学校を所管する各都道府県知事等」という。)に対して平成二十八年七月に発出した

「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、 中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習

平成二十九年三月十日の参議院予算委員会において、松野文部科学大臣から、局長通知に言及した上で「一 部の私立中学校において入学者選抜の際、 初等中等教育局長通知。 評価及び指導要録の改善等について」 する評価を入試に用いないということでございます」と答弁しているところであり、 うにすること」とした上で、局長通知に基づいて私立学校を所管する各都道府県知事等に対して指導を行い、 成長の様子の把握については、 入学者選抜とに係るこれまでの文部科学省のホームページの記載及び国会における答弁の趣旨は一貫してい コピーを求めている例があると承知をしております。この場合であっても、 以下「局長通知」という。)において、 (中略) (平成二十八年七月二十九日付け二十八文科初第六百四号文部科学省 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないよ 調査書でなく各学校が作成する通知表、 「道徳科における学習状況や道徳性に係る この通知の趣旨は道徳教育に対 通信簿でありますが、の 道徳科における評価と

性が高い」との御指摘を踏まえたものであると解されるところ、文部科学省としては、 知表には道徳科の評価が記載されることとなっており、今後、道徳科の評価が入試に使用、活用される可能 道徳科の評価は入試で使用しない、との政府の方針を今後、どう担保していくのか」とのお尋ねは、 私立学校を所管する 通

ると考えている。

写しの提出 れるなどの適切な措置がとられるよう周知、 各都道府県知事等に対して、 が求められることに伴う課題について、 例えば、 いわゆる通知表の写しが提出される場合は道徳科に係る部分が削除さ 徹底を図ってまいりたい。 全国の実態を把握しつつ検討してまいりたい。 また、 入学者選抜において通 知表の

ついて とのないよう求めていると承知している。 における学習状況や道徳性に係る成長の様子の把握は、 教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」において、 いようにする必要がある」として、いかなる形であっても道徳科における評価が入学者選抜で用いられるこ ころが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、文部科学省において開催した お尋ねの (報告) 」 「通知表のコピーが受験校に提出されている実態を知ったうえで議論をしたのか」の意味すると (平成二十八年七月二十二日) が取りまとめられており、この報告書においては (中略) 「「特別の教科 入学者選抜の合否判定に活用することのな 道徳」 の指導方法 評価等に 「道徳科 「道徳